

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程を次のように改正する。

2014年（平成26年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2014年（平成26年）4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、藤沢市教育委員会事務局組織等規則の改正に伴い、事務の決裁について規定を整備する必要による。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 阪井 祐基子

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「第9条及び第10条」を「第8条及び第9条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(生涯学習部職員に補助執行させる事務)</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市生涯学習部長(以下「生涯学習部長」という。)及び生涯学習総務課の職員(藤沢公民館及び村岡公民館の職員を除く。)に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(2) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(4) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(5) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項から前項までの規定により補助執行させる事務の決裁については、別表第1に定めるもののほか、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教委規則第3号)第8条及び第9条のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(生涯学習部職員に補助執行させる事務)</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市生涯学習部長(以下「生涯学習部長」という。)及び生涯学習総務課の職員(藤沢公民館及び村岡公民館の職員を除く。)に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(2) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(4) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(5) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項から前項までの規定により補助執行させる事務の決裁については、別表第1に定めるもののほか、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教委規則第3号)第9条及び第10条のとおりとする。</p>